

# The Research on the Koreans Brought to Japan in the Early Pre-Modern Period of Japan: Mainly on the Kaga Clan Case

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: Tsuruzono, Yutaka, Kasai, Junichi, Nakano, Setsuko, Katakura, Minoru メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/2297/45832">http://hdl.handle.net/2297/45832</a>

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



# 東南アジア渡航朝鮮人に関する覚書

—— 豊臣秀吉の朝鮮侵略により強制連行された朝鮮人と東南アジア ——

片 倉 健 儀

はじめに

小稿では、豊臣秀吉の朝鮮侵略により強制連行されたと思われる朝鮮人が、東南アジア各地に残した足跡を素描し、かつ、これに係る若干の問題点を指摘することにする。

一六世紀末、ポルトガルを始めとする西欧勢力のアジア進出を契機に、世界的規模で空前の奴隷貿易が展開されたが、秀吉の派遣した日本軍によって掠奪・転売された多数の朝鮮人たちも、こうした世界的潮流の中に抛出され、自己の本来の意思とは無関係に広い範囲でその足跡を印した。彼等の数奇な運命と悲劇的活動は、西欧・中国及び日本の諸勢力が交差する中で全体として自立の度を高めつつあった東南アジア諸地域においても、断片的ながらその事跡を追究することができる。

世界的規模における奴隷貿易の展開過程の中の東南アジアの歴史的位置を示し、その歴史的意義を明らかにすることが筆者の当面の研究課題であるが、そのためには、東南アジアにおける人身売買の実状や奴隷の存在状況を明らかにする必要がある。この意味で、秀吉の侵略により掠奪・連行・転売された朝鮮人の動向は、筆者の研

究課題を究明するための基礎的作業であろう。

すでに先学諸賢が論及されているにもかかわらず、ここに、改めて東南アジアにおける朝鮮人の存在状況といくつかの問題点を整理する形で提示し、今後の課題の解明に備えておきたいと思う。

## 一 東南アジアにおける奴隷(奴婢)

いつの頃からか定かではないが、東アジアや東南アジアにおいても、一定の生産力の発展を基礎とする私的財産所有制の社会、あるいは階級社会への移行に歩調を合わせるかのごとく、人身売買が行われるようになり、人を売って奴隷あるいは奴婢となし、これを貨売することによって利を得る通商活動が展開していた。

少なくとも文献の記載するところによると、唐代の中国では、かなり広範囲な規模で奴隷売買が盛行し、なかには万余人の奴婢を有する者さえ出現し、その使用・売買により巨利を博する者がいたといわれる。すなわち、唐代、嶺南の地に一大勢力を築いた豪族・馮盎は、「奴婢萬餘人」を所有したが<sup>(一)</sup>、こうした多数の奴婢所有現象は、唐から宋にかけて、この嶺南の地で良人を掠奪して生口・奴婢となす風習や、奴婢転売による利得行為の盛行を背景とするも

のであった<sup>(7)</sup>。奴婢の用途は様々であったが、嶺南の地では売られた奴婢が祭鬼用の犠牲に供されたこともあり<sup>(8)</sup>、宋代の文献だが「交趾金坑之利、遂買吾民爲奴」<sup>(9)</sup>とあるように、ベトナムの金坑では中国人を購買し、彼らを奴として使用していたし、また後述のごとく、当時、中国人でベトナムに奴婢として転売された者も少なからずおり、さらには、新羅の張保皋<sup>チンゴウ</sup>（張弓福<sup>チンゴンフク</sup>）が唐からの帰国後、新羅大王（興徳王）に「遍中國以吾人爲奴婢、願爲鎮清海、使賊不得掠人西去」<sup>(10)</sup>と述べ、実際に清海鎮に赴任して朝鮮人の海外流出を抑止したのであるように、國家や民族の枠を越えて奴婢は商取引の一对象となっていた。奴婢あるいは奴隸は、掠奪・売却を経て地域や國家を越えて遠方まで運ばれる事例も多く、このような一種の人的交流は、単に社会・經濟諸活動において少なからぬ意義を有するだけでなく、文化的交流の側面からみても、けっして軽視できないことであつた<sup>(11)</sup>。

周知のように、いわゆる倭寇の時代（一四〜一五世紀の倭寇、一六世紀の倭寇）においては、倭寇集団によって朝鮮・中国や日本の男女が掠奪され、奴婢化され、各地に売却される現象がますます進行し、拡大した。倭寇が俘虜朝鮮人らを遠地に転売した事例を始め、同じく掠奪されて奴婢となった中国人の悲劇など、中国や朝鮮の諸文献には、これら悲惨な生涯を過ごした人びとの態様を物語る記述が掲載された<sup>(12)</sup>。なかには、倭寇に虜せられた中国人がその後、爪哇國使として逆に爪哇から中国（明朝）に派遣されるという興味深い事例も報ぜられている<sup>(13)</sup>。明の使者がベトナムで「蠻人」を「私市」して僕とした話もまた<sup>(14)</sup>、東南アジアが倭寇による人身

売買、奴婢転売とけっして無関係な世界ではなかつたことを示すようである。

ところで、倭寇集団の性格は國際性を帯び、その集団形成は仲間意識に支えられていたという見解があり<sup>(15)</sup>、そのすさまじい掠奪と残忍な殺戮の諸行為は、もとより人倫の道においても美化・容認し得るものではけっしてないが、この集団が東アジア諸國の既存の身分秩序の枠組を超えて結合し、著しく國際性を帯びた性格を有していたことは看過すべきではないと考える。倭寇による人的掠奪、奴婢転売は、その活動の広域化とともに地域的広がりをみせ、彼らが掠奪・転売の対象とした民族や種族も数多く存在したことからしても、この集団はまさに國家を超え、國際色豊かだったのである。

その頃の東南アジアは、倭寇により奴婢が将来される、いわば「入」の地域であつたばかりでなく、奴婢などを中国その他に貢獻する「出」の地域でもあつた。たとえば『明夷録』を繙くと、爪哇・安南・暹羅斛や真臘などから明に対し、番奴・黒奴・象奴などが数人から三〇〇人の規模で貢獻された記載を見出すことができる<sup>(16)</sup>。これらは、東南アジア諸國から明への貢納物の一として取り扱われ、奴のいわば公的輸出の一形式に属するが、一方、東南アジアからの私的売買による輸出も当然行われていたと想定してよからう。ベトナム黎朝の法典『國朝刑律（黎朝刑律）』卷一衛禁章（七五條）には、外國人に対する奴婢と象馬の売却を禁じた規定が設けられたが、この禁令の背景に奴婢の海外流出という現象が存したことを看取することが可能であろう。

東南アジアにおける諸國家間の交流と國際的通商活動の展開は、

奴婢とか奴隷を国際色豊かな存在とした。すでに先学によって指摘されているように、一六〇一七世紀の頃、東南アジアでも広く奴隷取引が行われ、これを出身地別にみても、ポルトガル人、ジャワ人、中国人、バングラ人、ゲゼラート人、日本人など多様であり、東南アジア在住の日本人も、当の移住地の一般的慣習に従って彼らを買買・使役していた<sup>(12)</sup>。一一世紀から一六世紀までの歴史を叙述したベトナムの文献をみても、占奴（占城の奴）・大理国奴・大理奴・外国奴など、その出自が外国であることを明示した奴婢名が散見する<sup>(13)</sup>。宋代の中国では、南州の客旅が嶺南の人を溪洞蛮に誘い、一人につき二両で売り、さらに溪洞蛮はこれを三両で交趾に転売し、その数は数百千人を下らなかったという記載もあり<sup>(14)</sup>、ベトナムには外国出身の奴婢が少なからず存在したことが知られる。こうした傾向はベトナム特有の現象ではなく、数の面で多少の差はあっても、東南アジアで一般的にみられた現象であつたらうと思う。

東南アジアにおける奴婢の身分の広範な存在を奴隷制の問題として捉え、これが東南アジア米作民族に共通して認められる女子の財産相続、夫婦財産専有と並行して存在し、かかる財産相続制の変化と奴隷制の衰退が深く関係していたとする見解が提示されており<sup>(15)</sup>、一方、東南アジアの奴隷制は、二〇世紀の初頭まで支配的な生産関係となることはなかったが、農奴制度とともにウクラードとして併存していたことも論ぜられており<sup>(16)</sup>、いずれにせよ、東南アジアの奴婢・奴隷の問題は、その歴史の解明において軽視し得ぬ研究課題であり、なお一層、具体的な存在状況を明らかにする必要があり、それを社会構成体のなかでどのように位置づけるかについて

ても、今後の詳細な検討を要するところが少なくない。

## 二 東南アジアに渡航した朝鮮の人びと

豊臣秀吉の朝鮮侵略は一面、「人取り」戦争であり<sup>(17)</sup>、侵略軍の主力が奴隷貿易の盛んな西国の諸将であつたことも影響して一大「奴隷狩り」が展開され、一四〇一五世紀以来の東アジア海上人身売買貿易は、秀吉の朝鮮侵略に至つてその頂点に達した感があり、このため朝鮮の人口は激減したとさえいわれる<sup>(18)</sup>。

日本軍や日本商人により掠奪された朝鮮人の捕虜は日本に連行され、その多くは長崎・大村・平戸に運ばれ、ポルトガルの奴隷船に積み込まれ、海外に連れ去られた。彼らは鉄炮・白糸（絹）などの代価として売られ、マカオ・ゴア・マニラに、遠くは遙かローマにまで連行された。ポルトガル人の奴隷貿易参加により東アジア及び東南アジアの奴隷貿易は、世界の奴隷貿易とも結合するようになり、それは世界的規模へと拡大するに至つたが<sup>(19)</sup>、秀吉の朝鮮侵略は、こうした世界の趨勢に一層輪を掛ける役割を演じた。

朝鮮人の捕虜・男女がいかに数多く海外に売られていったかは、朝鮮人の売買価格がきわめて安かつた点からも充分に推測が可能である。よく知られているように、イタリアの商人カルレットイは、アフリカで奴隷一人を一〇〇スクード（当時一スクードは英貨四シリング）で買い入れ、コロンビアのカルタヘーナで一八〇スクードで売り、リマまで連れて行つた四人を何百スクードかで売つたが、日本では朝鮮人五人を二スクード余で買つたとあり<sup>(20)</sup>、ポルトガル商人の「奴隷狩り」によると、少年アントニオ・コレアの場合、

一人当りの買い取り価格は、およそ一四スクードであったとあり(21)、とにかく人数が多かったため、きわめて安値で取り引きされていたことがよく分かる。

朝鮮の捕虜たちは、ポルトガル人や日本人などの奴隷商人によって海外に売り出されたが、なかでも、ポルトガル商人の奴隷取引は、量的においても地域的広がりにおいても群を抜き、本国のアジア侵略と深く関連しつつ、大規模に展開された。鉄炮・白糸と奴隷は、ポルトガルとアジア貿易のキー・ワードでさえあった。このあまりにも激しい人身売買・奴隷取引の状況に対し、日本耶穌会は、一五九八年に司教セルケイラの司会した会合で、人身売買にかかわった者を、ことごとくキリシタンの仲間から除名(破門)するという宗教刑を科す宣告をしたほどであった(22)。この禁令の現実的效果については疑問の声もあるが、とにかく、日本軍により奪取・連行された数多の朝鮮人が、ポルトガルその他の商人たちによって長崎・平戸などから遠く東南アジア方面に連れ去られて行ったのであった。東南アジアに渡航した朝鮮人に関しては、すでに諸先学が言及されているが、ここに彼らの事績を整理・要約してみよう(23)。

(1) アントニオ・コレア(その他四名)

フロレンス出身のフランチェスコ・カルレッティは、一二二スクード余で五人の朝鮮人を買ひ、彼らに洗礼を授け、一五九八年(慶長三)に長崎からゴアに連れ出し、ここで四人を解放、アントニオだけ、一六〇六年、フロレンスに連行した。その後、アントニオはローマに住み、アントニオ・コレア(Antonio Corea)の名で知られていた、という。

(2) ウルストラ

ウルストラ(Ulstra)は女性。その名より判断してキリシタンか。ベトナム北部トンキンでベトナム語やオランダ語を操り、トンキン政府とオランダ人などの外交・貿易の仲介で活躍した。彼女が朝鮮人か日本人か、まだ定説を持ち得ない。

(3) カイ(カイオ)

朝鮮生まれ。日本軍に捕らえられて渡日。佛寺に入ったが、安息を得ず、キリスト教に改宗(一六〇〇年か)、大坂・堺・北国で伝道士として活動した。一六一四年、高山右近とともに呂宋に追放されたが、右近の死後、長崎に潜入し、七、八年の間、伝道に従事し、小使徒と呼ばれた。一六二四年(あるいは二五年)、長崎で火刑を受け、殉教した。

(4) 川崎や助右衛門の女房

一五九九年に朝鮮から肥後八代に來り、一六一一年、長崎に行き、天川(マカオ)に売り渡され、キリシタンとなった。一六一六年(元和二)、日本に帰り、長崎外浦町に住んだ。長崎奉行竹中采女正重興の時、同町でころび、一向宗徒(大光寺)となった(24)。

(5) 趙完璧

晋州の士人。一五九七年、弱冠にして捕らえられ、京都に來る。文筆に長じていたので、備わって日本の貿易船に乗り組み、一六〇四年から連年三回、ベトナム興元県(フンゲン)に渡航した。その他、一度呂宋にも渡航した。一六〇七年、回答使の呂祐吉(ロウカキ)に随って朝鮮に帰国した。岩生成一氏(後述)は、三度とも角倉了以の船に乗って

渡越した、と推論されている。

(6) トメ・コレア

一六二三年(元和九)、モルッカ諸島中のアンボイナ島で虐殺事件が起こり、その犠牲となってオランダ人に処刑された人びとの中にトメ・コレア(Thome Corae)なる者がいた。おそらく、彼も一度日本に渡り、転じて同地に行き、この悲運に遭った朝鮮出身の人物であろう(28)。

(7) ペドロ・コレア

ペドロ・コレア(Pedro Corae)は、バタビア在住民の洗礼簿一六三五年九月二日条に、バタビア移住日本人の娘マリヤの洗礼に立ち会った堺出身の人物という。彼もまた、朝鮮から日本に渡来し、なんらかの機会に同地に転住したものと思われる(29)。

(8) マリナ・バック

若くして日本に渡航。一六〇六年(慶長一一)、ゼスス会の宣教師によって洗礼を受け(Sarina Back)、その後、日本から追放され、マニラに行き、一六三六年(寛永一三)五月二五日に六二歳で昇天した。朝鮮出身の女性である(30)。

(9) 朝鮮国人(姓名不詳)

長くカンボジアに住んでいた。のち一六四二年(寛永一九)、ルビノに従って日本に潜入したが、長崎で穴つるしとなった(28)。

(10) 朝鮮国人(姓名不詳)

『明実録』一六〇九年(万曆三七、慶長一四)五月二日条に、日本からの呂宋渡航船の中に、先年、倭のために虜せられ、転売された朝鮮国人がいた。岩生氏によると、この年の呂宋渡航船は、

末吉孫左衛門・小西長左衛門または安当仁からせすの三者のうちの一であつたらう、という(29)。

前掲挙例の人物中、トンキンの女通詞として外交畑で活躍したとされるウルストラに関しては、朝鮮人説と日本人説が唱えられ、その出自が分明でない。朝鮮人説は、一六三七年一月三十一日に平戸でオランダ商館長カール・ハルチンクがトンキンに渡航するヴィセント・ロメインとメルヒオール・ファン・サントフォールトの兩人に与えた指令中の文言、ウルストラ朝鮮の出身、などを典拠とし、一方、日本人説は、同じく一六三七年正月、平戸を出帆してトンキンに向かったオランダ船グロル号の航海日誌にみえる、日本婦人ウルサン(Urussa ↓ Uru-san)などに依拠して唱えられてきた(30)。たとえば、東南アジアの日本町や貿易に精力的に取り組んでこられた岩生氏は、最初ウルサンとウルストラは同一人物で、日本人と解釈されたが、その後、別の論稿では、前稿との不一致につき明確な言及はないが、ウルストラ朝鮮人、と解釈を改められ、ごく最近では、五野井隆史氏がこの問題を専論として取り上げられ、ウルストラ日本人説を唱えられている。

筆者として確たる根拠があるわけではないが、あえて大胆な推測が許されるなら、ウルストラとウルサンは同一人物であり、彼女はもと朝鮮人であり、日本に連行の後、ベトナム北部トンキンで活動するに至ったのであり、彼女を日本人とするのは、確かに日本にも住み、日本語を理解し得たことと、日本の地からベトナムに渡航した事情などに起因した誤伝ではないか、と推考する。よって、前掲渡航朝

鮮人の中にウルスラを加えた次第である。後考に俟ちたい。

東南アジアへの渡航朝鮮人の中には、文筆や語学の才などにより政治や貿易の場で活動した人物も存在したが、他の多くは、奴隷または奴隷同然の状態で遠く東南アジア方面に売り飛ばされ、ふたたび祖国朝鮮の土を踏むことはなかった。その間、ポルトガル人その他によりキリスト教の洗礼を受けた者も少なくなかったが、このことは、日本の封建権力のキリシタン弾圧によって彼らを二重の悲惨な境遇に追い込む羽目に陥れたのである。

### 三 趙完璧伝における一、二の問題

かつて岩生成一氏は、ベトナムに渡航した朝鮮人・趙完璧の伝記の全文(一五六―一五七)を紹介し、かつその内容などに解説を付されたことがあった(31)。この伝は、一朝鮮人が一七世紀初期のベトナムの国情や朱印船貿易の状況につき親しく見聞したところに基づいて記した、きわめて貴重な史料であり、当時のベトナム人、とりわけ支配層及び文人たちの、秀吉の朝鮮侵略と朝鮮の文物に対する関心の程度を窺知することができる興味深い史料でもある。岩生氏の論稿を補足するに過ぎないけれども、この趙完璧伝にはなお検討を要する点もあるので、ここでは、とくに二つの問題に関して卑見を開陳しておきたい。

一つは、趙完璧が渡航先ベトナム(甲辰・一六〇三年から連年三回渡航、一六〇七年に朝鮮に帰国)で面会し、歓待を受けた掌監・文理侯の鄭勤なる、高齡八〇歳の人物に關してである。同伝をみると、「有文理侯鄭勤者、以年八十、居處甚侈、地多茅蓋、而文理侯

家用瓦、瓦縫油灰、以孔雀羽、織綃爲帳」、一日招生、生至則有高官數十人、列坐宴飲」とあり、彼が出会った鄭勤は、当時の黎朝統治下のベトナムで事実上、中央政府(昇龍)で実権を掌握していた鄭氏の一族かもしれないが、かりにそうでなくとも、かなり有力な人物であったに相違あるまい。管見による限り、当の人物の名は、ベトナムの現存史書には見当たらないが、近藤守重の『外蕃通書』安南国書に収められた「安南国文理侯達書」(弘定拾壹年貳月廷日)中にみえる文理侯と同一人物であろう(32)。岩生氏によると、趙完璧が便乗した「倭船」は角倉了以の持ち船であり、前掲達書その他から判断して角倉は、渡航先の興元県で任に就いていた文理侯とかなり深い關係にあつたらしい(33)。

趙完璧伝の「掌監」と達書の「總太監掌監事」(『歴朝憲章類誌』卷一三、官職誌、歴代分設之綱によると、總太監は正三品)は相對應する職名であろうし、文理侯なる爵名は、同書中の守重の按文に「又按二、文理侯ノ稱ハ、漢書二、高祖、南海尉陀(ト)ニ詔シテ云、它居二南方一長治レ之、甚有二文理一、ト云字二原ツキシナルヘシ」とあるように、南越王国の趙佗(前一二七)に淵源する由緒ある諸侯名であり(34)、おそらく勲功・門閥の人物に除せられたものであるろう。趙完璧を歓待した鄭勤なる人物は、任地の興元県で朱印船貿易をはじめ外国貿易を管掌していた、鄭氏政權の中でもかなりの有力者であり、広く士人と交流し、朝鮮の事情や文化に浅からぬ関心を寄せていた文化人でもあつた。彼らの外国情報は、ベトナム・中国間の外交關係からだけでなく、任地その他に渡航して来る外国船

からもたらされるものも少なくなかったであろう、と推量される。

二つ目の問題は、趙完璧が伝えたベトナムの情報についてである。彼の伝によると、文理侯の家に招かれた時の模様が、「一日招生、生至則有高官數十人、列坐宴飲、以生爲朝鮮人、皆厚待之、且饋酒食、問其被虜之由、曰倭奴之侵暴貴國、俺等亦聞之、頗有悶惻之色、仍出一卷書示之、曰此乃貴國李芝峯詩也、芝峯卽晬光號也」と記され、当時のベトナム人、とりわけ文理侯や高官たちが秀吉の朝鮮侵略に関する情報をすでに入手しており、被虜人の趙に対し憐憫の情を示し、よって彼を厚遇し、かつ、丁酉（一五九七）の訪中時に朝鮮の使者からベトナム使臣に贈られた李芝峯の詩集を、文理侯らが愛読していたという（36）。

ベトナムは、朝鮮とは地理的に遠く離れた国ではあるが、朝鮮の文化や情報が伝えられ、貴重な交流が行われていたのである。ベトナムと朝鮮の関係といえば、『大南寔録』に散見する、あの阮朝の皇帝が家臣に下賜した高麗人參のことが想起されるが、ベトナム人にとっての朝鮮は、単に高麗人參の産地であるばかりでなく、中国との冊封的国際関係においては類似の位置を占める国であり、近くは秀吉の侵略の対象となった地域であり、李芝峯のごとき優れた文人を出した国でもあった。朝鮮との文化交流などを通して、ベトナム人、とくに高官・知識人は「貴國乃禮義之邦、與鄙國同體」（『趙完璧伝』）という認識に到達し、同じ儀礼の国として親近感を持っていたのであった。

一方、趙完璧は、ベトナムの地理・風俗・慣習等について述べ、かの地の人びとが読書を尚び、郷閭には往々学堂があり、児童は

『蒙求』を誦んでいたことを報じ、ベトナム人の学問的関心の深さを客観的に伝えた。確かに伝中、ベトナムを「蠻貊之郷」と呼び、朝鮮人士としての伝統的華夷思想の片鱗が彼の認識の中にも窺えるけれども、なによりも自己体験に基づいて仕上げられた本伝記には、かの新羅の名儒・崔致遠チエジウオンが著わした「補安南録異図記」におけるがごとき強烈な華夷思想は感じさせない（36）。むしろ、この伝には華夷思想を探し出すのに苦勞するほど、そうした思想・意識は濃厚ではない。希薄といっても過言ではないと思う。崔致遠も、当時の朝鮮人としてはきわめて貴重なベトナム情報を紹介し、これを自らの国際的活動の一つの証として内外に示したが、一方では、古代貴族が一般に持ち合わせていた華夷思想の枠内でベトナムを見詰めており、この思想から解放されてはいなかった。これに対し趙完璧の方は、不本意な契機ではあったろうけれども、国際的通商活動の中でベトナムの人と文化に直接接触したため、ベトナムを夷狄・南蛮と単一に規定して終りとするような思想に拘束されることが比較的少なかった。その意味では、この得難い自己体験が、彼をして並の朝鮮人士のベトナム認識（華夷思想）の域を超えさせたのであり、あわせて、彼も、当時の国際的通商活動に生きた人びとの開放的精神を持ち合わせていた、といえるのではなからうか。

#### おわりに

朝鮮人にとってそれは、各人の運命を決定的に狂わせ、もとより不本意であり、悲痛・苛酷極まりないことであったが、秀吉の侵略で連行された朝鮮の人びとの活動は、東アジアから遠く東南アジア、

さらにその西方にまで及び、各々の地域で幾多の足跡を遺した。一六〇一七世紀初期、まさにこの時期の東南アジアは、諸民族の自立的発展(民族的諸王朝の形成・発展)、西欧勢力の政治的・経済的・宗教的進出、中国や日本などの商人集団の活動等々、この地域世界に生きる人びとの運命は、諸外国勢力の多様な利害・打算と無関係に論じられない複雑な構図を描いていた。強制連行された朝鮮人たちは、このような東南アジアでさまざまな形でかかわり合いを持ったのである。遙かに祖国を想い、己の境遇に思いを馳せつつ、東南アジアでなにを感じ、この地域の人や文化といかに交流したのであろうか。

本稿は、諸先学の業績を振り返りながら、渡航朝鮮人の問題を通して、遠く離れた朝鮮と東南アジアの接点を求めるために筆を執ったものであるが、事実関係を整理し、問題提起をすることに終始した。本題名に「覚書」を付した所以である。今後とも、新史料の発見を目指すとともに、論点を深め、東南アジアで活動した朝鮮人の思いと行動に迫りたいと考える。

注

(一)『資治通鑑』卷一九三、唐紀九、太宗貞觀五年(六三二)十二月条。

小稿では、本文中、文献史料に記された奴婢を奴隸なる語で表示した場合があり、両語を峻別して用いていない。本来、身分的・法的に表現される奴婢と、階級的概念である奴隸とは判然と識別して使うべきであろうが、ここでは、こうした概念規

定の問題には深入りしないことにした。

(2) 唐代の嶺南における人身売買・奴婢転売については、河原正博『漢民族華南発展史研究』(吉川弘文館、一九八四)九二、九四、九六―一〇三各頁参照。

(3) 河原前掲書、一〇一、四〇四各頁。

(4) 『嶺外代答』卷七、金石門、生金条。

(5) 『三国史記』卷四四、張保臯伝。

(6) 牧野巽「東亞米作諸民族における奴隸制——序説的試論」

(『高田先生古稀祝賀論文集・社会学の諸問題』有斐閣、一九五四)三二七頁。

(7) 『朝鮮世宗実録』己酉十一年(一四二九)十二月乙亥条「通信使朴瑞生、具可行事件以啓、……一、倭賊嘗侵略我國、虜我人民、以爲奴婢、或轉賣遠國、俾不永還、其父兄子弟、痛心切齒、前未得報讐者、幾何人乎、臣等之行、每泊舟處、被虜之人、爭欲逃來、以其主枷鎖堅固未果、誠可愍也、日本、人多食少、多賣奴婢、或竊人子弟賣之、滔滔皆是(後略)」。

宋希環著・村井章介校注『老松堂日本行録』(岩波書店、一九八七)漁舟、唐人、四〇頁。その他、詳細は石原道博「倭寇と朝鮮人俘虜の送還問題」(『朝鮮学報』九輯、一九五五)七四―七七頁、同名論文(同誌、一〇輯、一九五五)七九頁参照。倭寇の時期区分については、田中健夫「倭寇 海の歴史」(教育社、一九八二)一―二四〇頁、同「前期倭寇」「後期倭寇」というよび方について(『対外関係と文化交流』思文閣出版、一九八二)三七三―三七七頁参照。

(8) 『明実録・英宗実録』卷一九、正統元年(一四三六)丙辰閏六月「壬辰、爪哇國使臣財富八致滿榮、自陳初姓洪名茂仔、福建龍溪縣民、取魚爲業、被番倭虜去、脫走於爪哇、改今名、遣進方物來京、願乞復業、上命有司給脚力口糧、送還本家」。

(9) 『明実録・太祖実録』卷二四四、洪武二十九年(一三九六)丙子二月「甲午、禮部尚書任亨泰奉使安南還、降爲監察御史、亨泰在安南私市蠻人爲僕、故降之」。

(10) 『和辻哲郎『鎖国』(『和辻哲郎全集』一五卷、岩波書店、一九六三)三三三〜三三四頁。

(11) 『明実録』には東南アジア諸国からの奴婢(番奴・黒奴・象奴)貢獻の記事が散見する。『明実録・太祖実録』卷一二二、洪武十一年(一三七八)十二月乙丑、丁未、同書、卷一三九、同十四年十月己亥、同書、卷一四一、同十五年春正月乙未、同書、卷一九三、同二十一年八月辛酉、壬寅、同書、卷一九三、同年九月壬戌、丙戌、同書、卷一九四、同年十二月乙丑、癸丑、『明実録・英宗実録』卷三一七、天順四年(一四六〇)七月甲申、丁丑、等々。安南からは象奴以外に闍者・闍整の貢獻もあった。『明実録・太祖実録』卷一四五、洪武十五年五月丙午、丙子、同書、卷一五五、同十六年六月己未、壬午、同書、卷一七九、同十九年十二月辛丑、戊申の各条。なお、拙著『ベトナム前近代法の基礎的研究——『国朝刑律』とその周辺』(風間書房、一九八七)三八〇、四三八、四四七各頁も参照。

(12) 『岩生成一』『統南洋日本町の研究』(岩波書店、一九八七)二〇二〜二〇四頁。

(13) 拙著前掲、三七九、四三八各頁。

(14) 『桂海虞衡志』(『文献通考』卷三三〇、四裔七、交趾所引)。

なお、『統資治通鑑長編』卷三四九、神宗元豐七年(一〇八四)冬十月戊子条には、ベトナムに掠せられた中国の婦人は、左手に刺墨され、官客と称せられたとあり、『宋会要輯稿』刑法二、禁約三、紹興三十年(一一六〇)十二月六日条には、ベトナムに接壤する溪洞では生口一人が五、七両の価であったという。河原前掲書、一〇一頁も参照。

(15) 牧野前掲論文、二八一〜三二八頁、とくに三〇六、三一五〜三一七各頁。同「東亜米作民族における財産相続制の比較」

(『社会学評論』一卷一号、一九五〇)一五〇〜一五六頁。

(16) 中島健一「東南アジアにおける農奴制度と奴隸制度」(『史観』五四・五五合冊、一九五九)二〇七〜三三三頁。

(17) 山口正之『朝鮮西教史 朝鮮キリスト教の文化史的研究』(雄山閣、一九六七)二〇頁。

(18) シュタイシェン著・吉田小五郎訳『切支丹大名記』(大岡山書店、一九三〇)二二七頁。相田洋「東アジア奴隸貿易と倭寇」(藤維藻・王仲榮・奥崎裕司・小林一美編『東アジア世界史探究』汲古書院、一九八六)二〇六〜二〇七頁。山口前掲書には「朝鮮は人口の十分の一を失ったようである。」(二〇頁)とある。

なお、日本商人による「奴隸狩り」の光景については、僧慶念『朝鮮日々記』(内藤篤輔『文禄・慶長役における被虜人の研究』東大出版会、一九七六)六〇一頁参照。

(19) 相田前掲論文、二〇六頁。ヨハネス・ラウレス『高山右近の生涯——日本初期基督教史——』(エンデルレ書店、一九四八)二一三頁。

(20) 榎一雄『商人カルレッティ』(大東出版社、一九八四)七七、八二〜八三各頁。

(21) 山口前掲書、二二頁。岩生前掲書(一〇七〜一一〇頁)には、バタビア在住日本人が関係した奴隷取引価格に関する貴重な資料が掲載されている。

(22) シュタイシェン前掲書、二一七〜二一八頁。姉崎正治『切支丹伝道の興廃』(同文館、一九三〇)三一六〜三二一頁。

(23) 各人のうち出典名の注記がないのは、本稿の他の個所で引用済み故、割愛したためである。

(24) 近藤守重『亜媽港紀略藁』上、地名及往来之事 附令條、寛永十九年(一六四二)キ 長崎平戸町人別帳。同人別帳によると、夫の川崎や助右衛門も高麗の者であり、同町の池本小四郎の父も高麗出身だったという。

(25) 岩生成一「モルッカ諸島移住日本人の活動」(『台北帝国大学文政学部史学科研究年報』五輯、一九三八)一四六〜一四八頁。同「安南国渡航朝鮮人趙完璧伝について」(『朝鮮学報』六、一九五四)八頁。

(26) 岩生前掲論文(一九三八)一四五〜一四七頁。

(27) Colin, Francisco: Labor Evangelica Ministerios Apostolicos de los Obreros de la Compania de Jesus, Fundacion, y Progressos de su Provincia en las Islas Filipinas.

Historiados por el Padre F. Colin, Parte Primera Sacada de los Manuscritos del Padre Pedro Chirino... Barcelona, 1900-04, tome III, pp.503~504.

(28) 姉崎前掲書、四四一頁。

(29) 『明実録・神宗実録』卷四五八、万曆三十七年(一六〇九)五月壬午「有倭船漂入閩洋小埕者、舟師追至漳港及仙崎、獲夷衆二十七人、譯係日本商夷往販異域、爲風飄閣、其中有朝鮮國人、先年爲倭所虜、而轉賣者、次爲呂宋、爲西番、或鬻身爲使令、或附舟歸國」。岩生前掲論文(一九五四)七頁。

(30) 朝鮮人説については、レオン・パジエス著・吉田小五郎訳『日本切支丹宗門史』上巻(岩波書店、一九三八)一七七頁。岩生前掲論文(一九五四)九頁。同『新版朱印船貿易史の研究』(吉川弘文館、一九五八)四五二頁参照。日本人説については、岩生成一「江戸時代初期トンキン在住日本人」(『歴史地理』五三卷六号、一九二九)五三〜五六頁、金永鍵『印度支那と日本との関係』(富山房、一九四三)五二〜五五、六五各頁。五野井隆史「トンキンの日本人女通詞ウルスラについて」(『日本歴史』四八六号、一九八八、八九〜九二頁)参照。研究会では、ウルサンは地名蔚山ウルサンと関係があるのではないか、という指摘を受けた。

(31) 岩生前掲論文(一九五四)一〜一二頁。

(32) 『外蕃通書』(『近藤正斎全集』第一、国書刊行会、一九〇五)第二二冊、安南国書二、安南国文理侯達書「安南国又安處總大

監掌監事文理侯達書、熙印與日本國鐵艦長弟在左衛門・彥兵  
・忠左・甚右・源右・多右・傳兵・彥一・善左・隆右・彌右・  
吉左・喜(一本作嘉)兵・又右・與次右・善次・甚三等、原行  
往角藏鐵艦尾、合得一百五人、其本處官大都堂右府舒公・文  
理侯・駙馬官廣富侯・公意欲功徳、恰憫遠國饑饉之情、以  
家物給養、全生再起京、拜粟主上徳、廣給與粮衣、  
旨判令回日本國幸甚、其大都堂舒公等、官給作船艘、  
許回本國、以全功徳之義、茲達書回日本國、弘定拾  
壹年(一六一〇)貳月廷日(玖日)。

(33) 岩生前掲論文(一九五四)四〇五頁。

(34) 文理侯の文理なる語については、『漢書』卷一下、高紀一下、  
十一年(前一九六)「五月、詔曰、粵人之俗好相攻擊、……會天  
下誅秦、南海尉它居南方、長治之、甚有文理、中縣人以故不耗  
減、粵人相攻擊之俗、益止俱賴其力、今立它爲南粵王、使陸賈  
卽授璽綬、它稽首稱臣」参照。

(35) 一五九七年に明の都・燕京でベトナムの国使馮克寬フンカクワンと朝鮮の李  
晬光とが文化交流をしたことに關しては、『大越史記全書』本  
紀、卷一七、丁酉(光興)二十年三月条に、「是月、明人又使委  
官王建立就我國催貢會勘、牒于京師、大議起行、……自此南北  
兩國復通、命工部左侍郎馮(馮)克寬爲正使、大常寺卿阮仁瞻  
爲副使、如明歲貢、并求封、克寬至燕京、適遇明帝萬壽聖節、  
克寬上拜賀詩三十首、明武英殿大學士少保兼太子太保吏部尚書  
張位以萬壽詩集上進、明帝御筆批曰、賢才何地無之、朕覽詩集、  
具見馮克寬忠悃、殊可深嘉篤美、卽命下刊版、頒行天下、於是

朝鮮國使刑曹參判李晬光爲之作序」とある。その他、同趣旨の  
記事が『歷朝憲章類誌』卷八、人物誌、勳賢之輔、馮克寬条に  
もみえる。『芝峯先生集』卷八、安南國使臣唱和問答録 丁酉  
冬赴京時 については、金前掲書「安南國使臣唱和問答録に就  
いて」二三五―二四二頁参照。『明実録・神宗実録』卷三二六、  
万曆二十五年(一五九七)十一月壬辰及丁酉の各条にも關連記事  
が掲げられたが、詩云々の記載は見当たらない。

(36) 『桂苑筆耕集』卷一六、補安南錄異図記。「補安南錄異図記」  
と「趙完璧伝」の比較的吟味検討は、今後に残された課題であ  
る。